

(写)

7 林整研第59号  
令和7年4月24日

各都道府県森林保護担当部長 殿

林野庁森林整備部  
研究指導課長

森林でのクマ類による人身被害防止に対する指導等の徹底について

平素より、森林被害対策に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

近年、クマ類の市街地周辺での出没や人身被害の発生が多く報告されているところですが、森林域でもこれまで多くの人身事故が発生しています。

また、これからの時期は、クマ類が冬眠から覚めることから、クマ類に遭遇するリスクが高まります。

今般、環境省から別添のとおり、クマ類の出没に関する注意喚起や関係機関が連携した出没時の迅速な対応等について依頼が発出されました。

つきましては、森林・林業関係者のクマ類による人身被害を防止するため、林内に立ち入る際は、予期せぬ遭遇による事故の危険性があることを常に認識し、新しいクマ剥ぎや足跡等の痕跡の有無に注意するとともに、鈴やラジオなど音が鳴る物やクマよけスプレーを携帯するなど、遭遇リスクの回避、遭遇した際の対策をするよう貴都道府県の管下市町村、関係林業事業者への指導方お願いします。

また、クマ類による被害防止の関連情報（下記参照）の周知や、クマ類の隠れ場所となる集落周辺の森林整備の推進等について、鳥獣行政担当部局や農政部局等とも連携し、適切な対応をお願いします。

【参考】

○環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル改定版」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

○環境省WEBサイト「クマに関する各種情報・取組」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html>

担当：林野庁森林整備部研究指導課  
安藤、鶴見  
代表：03-3502-8111（内線 6214）

環自野発第 2504241 号

令和 7 年 4 月 24 日

各都道府県

鳥獣行政主管部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長

### 令和 7 年度クマ類の出没に係る適切な対応及び クマ類に関する情報提供について（依頼）

鳥獣保護管理行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ類」という。）の分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生などが多く報告されています。また、これからの時期は、クマ類が冬眠から覚めるとともに、春の山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなります。各都道府県におかれましては、住民や観光客等とクマ類との不慮の遭遇を避けるためにも、引き続き、関係部局と連携の上、クマ類の出没や被害防止に関する情報提供を行うとともに、農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物等のクマ類の誘因物の管理・除去について注意喚起をお願いいたします。

各都道府県におかれましては、地域の実情を踏まえたクマ類の保護・管理を推進するため、下記の注意喚起や情報提供等について御協力をお願いいたします。なお、クマ類の恒常的生息域ではない県におかれましても、必要に応じてご対応をお願いいたします。

また、ご承知のとおり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正が、今国会において成立いたしました。改正法の円滑な実施に向けて、今後、説明会を開催するとともに、各種ガイドラインを作成してお示ししてまいりますのでご承知おき下さい。

環境省野生生物課鳥獣保護管理室

担当：高橋 YU\_TAKAHASHI@env. go. jp

小幡 YUSUKE\_OBATA@env. go. jp

大音 SHUHEI\_OTO@env. go. jp

(TEL03-5521-8285)

## 記

### 【住民・管内関係機関への情報提供・注意喚起】

1. 出沒や被害防止に関する市町村等への情報提供
  - ・これからの時期は、クマ類が冬眠から目覚めるとともに、山菜採りや登山等の春の行楽シーズンを迎え、山野へ立ち入る機会が多くなります。
  - ・住民や観光客等とクマ類との不慮の遭遇を避けるためにも、関係部局と連携の上、クマ類の出沒や被害防止に関する情報提供をお願いします。
2. 誘因物の管理・除去についての市町村等への注意喚起

農地や集落周辺における生ごみや放置された農作物、果樹等はクマ類を誘因する要因となりますので、誘引物の管理・除去について注意喚起をお願いいたします。
3. 関係機関が連携した出沒時の迅速な対応
  - ・昨年ブナ科堅果類の凶作等に伴い食物資源が不足した地域においては、栄養状態の悪い個体や母グマを失った子グマ等の行動圏が拡大し、市街地出沒の発生リスクが高まる可能性があります。
  - ・クマ類が出沒した際には、市町村、警察、猟友会など関係機関と密に連携を取り、現地の状況や被害に応じた迅速な対応をお願いいたします。
4. クマ類の保護・管理に関する技術指針や取組事例の市町村等への情報提供
  - ・環境省では、クマ類の市街地等への出沒、人身被害の発生、錯誤捕獲の発生等に対応するため、令和4年3月に「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」を改定しました。また、令和3年3月に地方自治体担当職員向けの「クマ類の出沒対応マニュアル」を改定し、環境省ホームページに掲載しています。
  - ・これらについて、管内市町村など関係機関に情報提供いただくとともに、地域の状況に応じた保護・管理の参考として御活用ください。

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」（令和4年3月改定）  
<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/index.html>

「クマ類の出沒対応マニュアル」（令和3年3月改定）  
<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>